

竹田市文化財保存活用地域計画

大分県竹田市

例 言

1. 本計画は、文化財保護法第183条の3に定められた、竹田市域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画（文化財保存活用地域計画）として作成したものである。また、作成にあたっては、「大分県文化財保存活用大綱」を勘案して作成した。
2. 本計画は、令和2年度から令和4年度にかけて「地域文化財総合活用推進事業（文化財保存活用地域計画等作成）」国庫補助金の交付を受けて作成した。
3. 本計画の作成にあたり、竹田市文化財保存活用地域計画策定協議会及び竹田市文化財保存活用地域計画作成庁内会議を設置して計画案の検討を行い、竹田市文化財保護調査委員会に意見聴取を行った。また、作成過程においては、文化庁地域文化創生本部広域文化観光・まちづくりグループ及び大分県教育庁文化課の指導・助言を受けた。
4. 本計画の編集は、竹田市教育委員会まちづくり文化財課が主体となっており、関連業務の一部を株式会社イビソク大分支店に委託した。

目 次

序章	文化財保存活用地域計画について	1
第1節	計画作成の背景と目的	1
第2節	地域計画作成の経過	2
第3節	地域計画の位置づけ	4
第4節	計画期間	12
第5節	用語の定義	13
第1章	竹田市の概要	17
第1節	自然的・地理的環境	17
第2節	社会的環境	20
第3節	歴史的環境	27
第2章	竹田市の文化財の概要	35
第1節	指定等文化財	35
第2節	埋蔵文化財	40
第3節	未指定文化財	40
第3章	竹田市の歴史文化の特徴	45
第4章	竹田市の文化財の保存・活用に向けた基本理念と基本方針	47
第1節	文化財の保存・活用に向けた基本理念	47
第2節	文化財の保存・活用に関する基本方針	48
第5章	竹田市の文化財の保存・活用に関する方針	49
第1節	文化財の保存・活用に関する現状と課題	49
第2節	文化財の保存・活用に関する方針	60
第6章	竹田市の文化財の保存・活用に関する措置	64
第1節	文化財の保存・活用に関する措置	64
第7章	文化財の一体的・総合的な保存・活用に関する方針と措置	71
第1節	竹田市の関連文化財群	71
第2節	関連文化財群の保存・活用に関する方針と措置	99
第3節	重点施策 竹田市における「エコミュージアム」の展開	113
第8章	竹田市の文化財の防災・防犯に関する方針と措置	114
第1節	文化財の防災・防犯に関する現状と課題	114
第2節	文化財の防災・防犯に関する方針	115
第3節	文化財の防災・防犯に関する措置	116
第9章	竹田市の文化財の保存・活用の推進体制	117
第1節	推進体制	117
第2節	推進体制づくりに関する措置	119

序章 文化財保存活用地域計画について

第1節 計画作成の背景と目的

竹田市（以下、本市という）は大分県の南西部に位置し、くじゅう連山、阿蘇外輪山、祖母傾山系の山々に囲まれた、水と緑があふれる自然豊かな地域である。地域ごと、季節ごとに多彩な表情を見せる豊かな自然の中に歴史文化が蓄積され、竹田市のシンボルでもある岡城跡(国指定史跡)をはじめとする多種多様な文化財が数多く分布し、多くの市民や本市を訪れる観光客等を魅了してきた。それらは人々の営みと密接に関わりながら、過去から現代まで脈々と継承されてきたものであり、今日までの歴史文化の積み重ねが竹田市固有の地域性を形づくってきた。そうした文化財の中には、地域おこし等に活用されてきたものも多く存在する。近代以降、市民は地域を誇り、重要な地域資源として文化財を大切にし、田能村竹田や瀧廉太郎など郷土出身の偉人の顕彰活動も盛んに行われてきた。

本市は、平成17年(2005)に4市町(旧竹田市・旧荻町・旧久住町・旧直入町)が合併し、新しい竹田市となった。合併後の「竹田市総合計画」(平成18年(2006)4月策定)では「自然・歴史・文化を育む名水名湯田園観光都市」を基本理念に、「本市が誇る豊かで多様な自然・歴史・文化は、本市が発展を続けるために欠くことのできない貴重な地域資源で、本市の発展的なまちづくりにおいて重要な役割を果たす」という基本的な考えの中でまちづくりを推進してきた。また、中心市街地では「城下町再生プロジェクト」を展開し、20数年来議論を重ねてきた旧城下町を横断する都市計画道路の拡幅計画を止め、400年続いてきた城下町の町割りを残すという決断をした。そして、本市が持つ良好な歴史的環境を維持向上させ、後世に継承していくために「竹田市歴史的風致維持向上計画」(平成25年(2013)3月策定)を策定するなど、本市を特徴づける歴史文化を活かしたまちづくりの方向性を提示してきた。

しかし、本市は全国に先駆けて超高齢化社会に突入し、人口減少と少子高齢化が急速に進展する中で、保存・活用の担い手が減少し、継承することが困難になっている文化財が各地で増えている。資金不足による適切な維持管理や保存修理を行うことができない文化財も多く、価値が理解されないまま失われていく文化財も少なくない。地域固有の歴史文化への関心が低下しつつあるという現状もある。近年、文化財の所有者などからの相談が本市へ多く寄せられるようになったが、本市の財政も潤沢ではないため、十分な支援を行うことができていない。災害の他、火災や盗難への備えも必要になってきた。また、文化財を活用して地域の活性化につなげようとする様々な取組が地域で展開されてきたが、その継続も困難になりつつある。現状のままで、各地で継承されてきた身近な歴史文化や文化財そのものが埋もれていくことが危惧される。

このような現状の中、「本市が発展を続けるために欠くことのできない貴重な地域資源」である文化財の保存・活用に向けたさらなる取組を展開し、時代の変化に対応しながら、本市にふさわしい保存と活用のあり方を定め、実践していくことが求められている。

本市に分布する多種多様な文化財の適切な保存・活用を図り、確実に次世代へ継承するため、これまでの本市の取組を継続し発展させ、地域で育まれた固有の歴史文化や文化財そのものを活かしたまちづくりに取り組むために、『竹田市文化財保存活用地域計画』(以下、「本計画」という)を作成する。

第 2 節 地域計画作成の経過

(1) 実施体制

本計画作成にあたっては、学識経験者や竹田市文化財保護調査委員会等から構成する竹田市文化財保存活用地域計画策定協議会及び竹田市文化財保存活用地域計画作成庁内会議を設置して審議及び意見聴取を行った。本計画作成の実施体制は以下のとおりである。

竹田市文化財保存活用地域計画策定協議会 名簿（敬称略）

役職	氏名	専門分野	所属
会長	澁谷忠章	歴史	元大分県立歴史博物館長
委員	北野 隆	建築	熊本大学名誉教授
	段上達雄	民俗	別府大学特任教授
	姫野由香	都市計画	大分大学助教
	広田 敦	郷土史	竹田市文化財保護調査委員会 会長（令和 2、3 年度）
	吉野健一	郷土史	竹田市文化財保護調査委員会 会長（令和 4 年度）
	阿孫久見	植物	竹田市文化財保護調査委員会 委員
	工藤厚憲	観光	竹田市観光ツーリズム協会 会長
	池永 徹	行政	竹田市 理事（令和 2 年度）
	後藤和重	行政	竹田市 理事（令和 3、4 年度）
	志賀哲哉	行政	竹田市 教育委員会理事（令和 2 年度）
オブザーバー	山路康弘	大分県教育庁文化課（令和 2、3 年度）	
	佐藤 信	大分県教育庁文化課（令和 4 年度）	

竹田市文化財保存活用地域計画作成庁内会議

部局	課名
教育委員会	まちづくり文化財課
	生涯学習課
市長部局	総務課
	総合政策課（企画情報課）
	建設課
	農政課
	商工観光課
	荻支所
	久住支所
	直入支所

竹田市文化財保護調査委員会 名簿（敬称略） ※令和 4 年（2022）8 月現在

役職	氏名	専門分野	所属
会長	吉野健一	郷土史	直入地域
副会長	田北敏彦	郷土史	久住地域
委員	伊東龍一	建築	熊本大学教授
	菊竹淳一	仏像	九州大学名誉教授
	澁谷忠章	考古	元大分県立歴史博物館長
	段上達雄	民俗	別府大学特任教授
	馬場 稔	動物	元北九州市立自然史・歴史博物館学芸員
	阿孫久見	植物	元大分森林管理署職員

	広田 敦	郷土史	竹田地域
	井上 隆	郷土史	竹田地域
	本田隆憲	郷土史	荻地域
	工藤大行	郷土史	久住地域
	馬場尚登	郷土史	直入地域

(2) 経過

本計画作成の経過は以下のとおりである。また、必要な段階において竹田市文化財保護調査委員会にも協議及び意見聴取を行った。

竹田市文化財保存活用地域計画策定協議会 経過

日程		協議内容	場所
第1回	令和2年(2020) 9月3日 13:30～	・文化財保存活用地域計画概要説明 ・現地視察(関連文化財群の構成要素)	竹田市役所 3階会議室
	令和2年(2020) 9月4日 13:30～	・文化財保存活用地域計画について ・大分県文化財保存活用大綱について ・竹田市の策定方針について ・関連文化財群について ・策定スケジュールについて	竹田市総合文化ホール 多目的ホール
第2回	令和3年(2021) 10月8日 9:30～	・文化財保存活用地域計画について ・進捗状況について ・将来像と基本方針について ・今後のスケジュールについて	竹田市役所 3階会議室
第3回	令和4年(2022) 6月30日 14:00～	・歴史文化の特徴について ・将来像と基本方針について ・現状、課題、方針について ・措置について ・関連文化財群について ・今後のスケジュールについて	竹田市城下町交流プラザ 多目的ホール

竹田市文化財保護調査委員会 経過

日程		協議内容	場所
令和2年度	令和3年(2021) 1月26日	・地域計画について	竹田市役所庁議室
令和3年度	令和3年(2021) 11月18日	・進捗状況の確認と地域計画素案の内容について	竹田市役所庁議室
令和4年度	令和4年(2022) 7月28日	・進捗状況の確認と地域計画素案の内容について	竹田市役所庁議室

(3) パブリックコメント

本計画の作成にあたり、市民から広く意見を募るため、令和4年(2022)7月29日～8月12日の期間においてパブリックコメントを実施した。

第3節 地域計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3の規定に基づき、国の通知（「文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(通知)」）並びに国の指針（「文化財保護法に基づく文化財保存活用大綱・文化財保存活用地域計画・保存活用計画の策定等に関する指針」）に示すマスタープラン及びアクションプランとして、「大分県文化財保存活用大綱」及び本市のまちづくりの上位計画と整合を図りつつ、文化財保存管理計画等の個別計画の上位計画として作成する。なお、令和4年（2022）8月現在、最上位計画である「竹田市総合計画」は策定作業中（令和4年度（2022）策定予定）であるため、適宜内容の整合性を図りつつ、本計画の作成を行った。

あわせて、市の各部署が策定等した各種まちづくりや景観保全、観光振興、産業振興、教育、防災等の歴史文化の保存・活用に関わる個別計画等との連携・調整を図る。なお、「竹田市歴史的風致維持向上計画」（平成25年(2013)3月策定）は本計画の下位計画にあたるため、本計画ではその内容を内包し整合性を図ることとする。

（1）上位計画

①竹田市総合計画（策定中）

【令和5年（2023）3月までに策定予定、計画期間（仮）：令和5年度（2023）～令和14年度（2032）】

本市は、平成17年(2005)に4市町（旧竹田市・旧荻町・旧久住町・旧直入町）が合併し、新しい竹田市となった。合併後の「竹田市総合計画」【平成18年（2006）4月策定～平成27年度（2015）】では「自然・歴史・文化を育む名水名湯田園観光都市」を標榜し、「本市が誇る豊かで多様な自然・歴史・文化は、本市が発展を続けるために欠くことのできない貴重な地域資源で、本市の発展的なまちづくりにおいて重要な役割を果たす」という基本的な考えの中で、文化財の保存・活用に関する施策が展開されてきた。近年は、エコミュージアム構想や城下町再生プロジェクトが展開され、町割りや建造物等の保存と整備や岡城跡と城下町ブランドを活用した賑わいの創出にも取り組んできた。中心市街地の再生・活性化と持続可能な地域社会の形成に向け、文化財が担うべき役割を重要視してきた。

現在、本市のまちづくりの最上位計画である「竹田市総合計画」を作成中であるが、これまでの基本的な考え方を継続しながら、竹田市総合計画及び本計画を作成し、文化財の保存・活用を推進していく。

②竹田市長期総合教育計画

【令和2年（2020）3月策定、計画期間：令和3年度（2021）～令和7年度（2025）】

「【過去を誇り、現在を信じ、未来に憧れる】人づくり・まちづくり」を教育推進の柱とした竹田市教育推進大綱を踏まえ、歴史・文化分野の基本目標を「個性あふれる地域文化・芸術を継承し創造するため、各地域に有する貴重な文化遺産や伝統芸能に親しむ機会の充実や文化・芸術活動の促進を図るとともに、市民の貴重な財産である文化財の保護と活用に努めます」とし、市民の文化財理解の推進、文化財の保存・活用と歴史・文化施設の充実、文化芸術の振興、文化活動を通じた交流の拡大を図るためにそれぞれ主要施策を掲げている。特に、文化財の保存・活用においては、その歴史的あるいは文化財的価値を知り、その保存の重要性を認識するために、市民への普及活動、学校教育での郷土学習の支援、民俗芸能等の継承者となる子どもたちの地域間交流等による啓発、文化財の保護・公開活用の

ための組織的仕組みづくりについて重要視している。

（２）主な関連計画

①竹田市都市計画マスタープラン【令和４年（2022）３月改訂】

都市計画法第18条の2に規定される市町村の都市計画に関する基本的な方針である。将来像を「恵み豊かな自然を守り・育み、歴史・文化を紡ぎ歩むまち竹田」とし、基本方針のひとつに「竹田を象徴する歴史・文化と豊かな自然の保全・活用による域内外の交流の活性化」を掲げるなど、まちづくりを進めるための将来ビジョンが示されている。

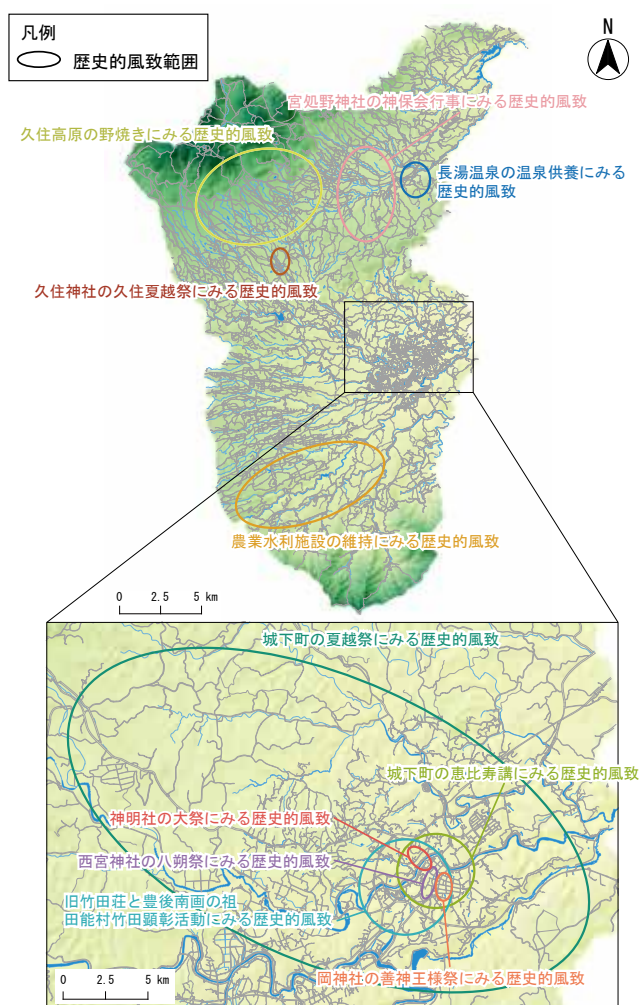
②竹田市歴史的風致維持向上計画

【平成25年（2013）3月策定（6月認定）、計画期間：平成26年度（2014）～令和5年度（2023）】

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律に基づく計画で、「地域における固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動、そしてその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境の維持及び向上を図る」ことを目的としている。

400年の歴史を持つ城下町を主要舞台として、市内に残された文化財とその周辺環境を一体として保全するため、地域住民と行政が連携して本市固有の歴史及び伝統を反映した歴史的風致の維持及び向上を図るものである。維持向上すべき歴史的風致は①城下町の夏越祭にみる歴史的風致、②西宮神社の八朔祭にみる歴史的風致、③岡神社の善神王様祭にみる歴史的風致、④神明社の大祭にみる歴史的風致、⑤城下町の恵比寿講にみる歴史的風致、⑥旧竹田荘と豊後南画の祖田能村竹田顕彰活動にみる歴史的風致、⑦久住高原の野焼きにみる歴史的風致、⑧久住神社の久住夏越祭にみる歴史的風致、⑨宮処野神社の神保会行事にみる歴史的風致、⑩長湯温泉の温泉供養にみる歴史的風致、⑪農業水利施設の維持にみる歴史的風致の11項目を掲げ、特に風致が集中して存在する城下町地域（540ha）を重点区域とした。

文化財の保存・活用に関する事項について、「本市の歴史・文化・自然環境を伝える貴重な資料として、教育普及や観光振興の重要な資源となっている。本市に残される文化財を確実に後世へ伝えていくためには、文化財の保存のみではなく周辺環境も含めた一体的な管理を図る必要がある」とし、①文化財の保存・活用、②修理（整備も含む）、③保存施設、④周辺環境の保全、⑤防災、⑥普及・啓発、⑦埋蔵文化財の取り扱い、⑧体制、⑨住民・NPO等各種団体の事項に関して、それぞれ方針及び具体的な計画を示した。また、歴史的風致維持向上施設についても、①歴史的建造物と町並みの保存・活用、②保存施設、③歴史的遺産の周辺環境に関する施設、④観光・情報発信・啓発に関する施設、⑤伝統行事・伝統芸能に関する施設、⑥市民活動に関する施設に関して、それぞれ整備及び管理の方針と具体的な計画を示した。



歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業一覧

1	建物修景補助事業
2	旧竹屋書店保存修理事業
3	吉川家住宅保存修理事業
4	史跡岡城跡保存整備事業
5	西光寺境内保存修理事業
6	道路美装化事業
7	電線類無電柱化事業
8	城下町観光案内・道路標識・街路灯整備事業
9	歴史資料館等公開活用整備事業
10	岡城ガイドセンター整備事業
11	城下町回遊館整備事業
12	竹田荘公園等整備事業
13	風景に根ざしたやすらげる公園整備事業（ポケットパーク整備）
14	駐車場整備事業
15	城下町路地裏整備事業
16	城下町老朽危険空き家等除却促進事業
17	城下町空き家・空き店舗再生促進事業
18	城下町案内ガイド養成事業
19	城下町・岡城跡歴史学習事業
20	城下町案内マップ等制作事業
21	城下町移住定住支援事業
22	城下町・岡城跡回遊促進事業
23	民俗芸能等支援事業

図1：竹田市の歴史的風致分布図（竹田市歴史的風致維持向上計画より一部編集）

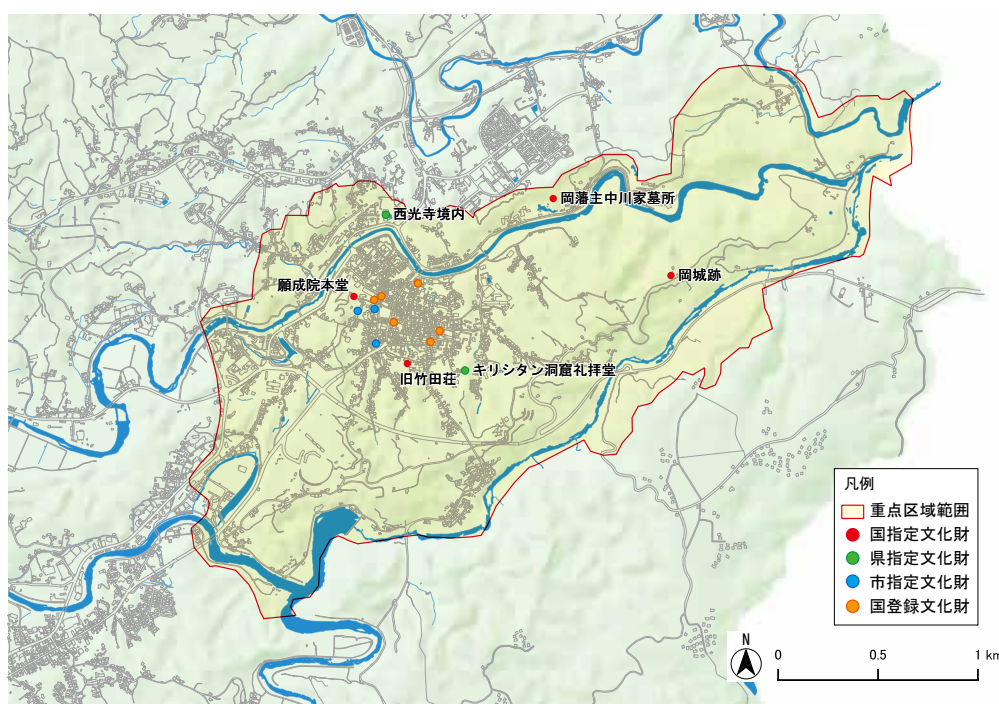


図2：重点区域の範囲と主要文化財分布図（竹田市歴史的風致維持向上維持計画より一部編集）

③竹田市景観計画【平成 28 年（2016）3 月策定】

景観法に基づく計画で、市内における一定の建築・開発行為等に対して、地域固有の景観への配慮を求め、地域になじむ景観形成につなげるとともに、まちづくりの活性化を目指すものである。また、本計画を定めることで、地域の景観を特徴づけている地域資源や、調和に向けた配慮の視点等を官民で共有することで、市民、民間事業者、行政のそれぞれが役割に応じて主体的かつ積極的に景観形成に関わっていくことを促すものである。

合併前の旧竹田市では、昭和 54 年(1979)に「竹田市史跡等環境保存条例」を制定し、自然環境や歴史文化遺産を保存するために保存区域内における一定の行為についての届出を義務化し、城下町としての伝統と歴史的景観を活かしたまちづくりを行ってきた。合併を機に、旧市町における景観施策を整理し、新市としての景観形成のビジョンを再構築し、「竹田市の有する多様な景観資源を保全し、活用し、良好な景観を創出していくこと」を目的としている。

景観計画区域に市全域を設定し、市街地、自然公園、田園・森林、道路景軸、水景軸の 5 つのゾーンに区分し、ゾーン別に方針等を設定している。また、城下町地区を景観形成重点地区とし、さらに町並み景観エリアと眺望景観エリアに区分し、「城下町地区の歴史的風致を活かすとともに、市の中心商業・業務地区として、伝統と歴史を重んじながら、居住環境を高めつつ、地域住民が誇りを持って暮らせる、賑わいの中にも落ち着きのある町並み景観の形成を図る」という方針を掲げ、より詳細な景観形成基準を適用している。

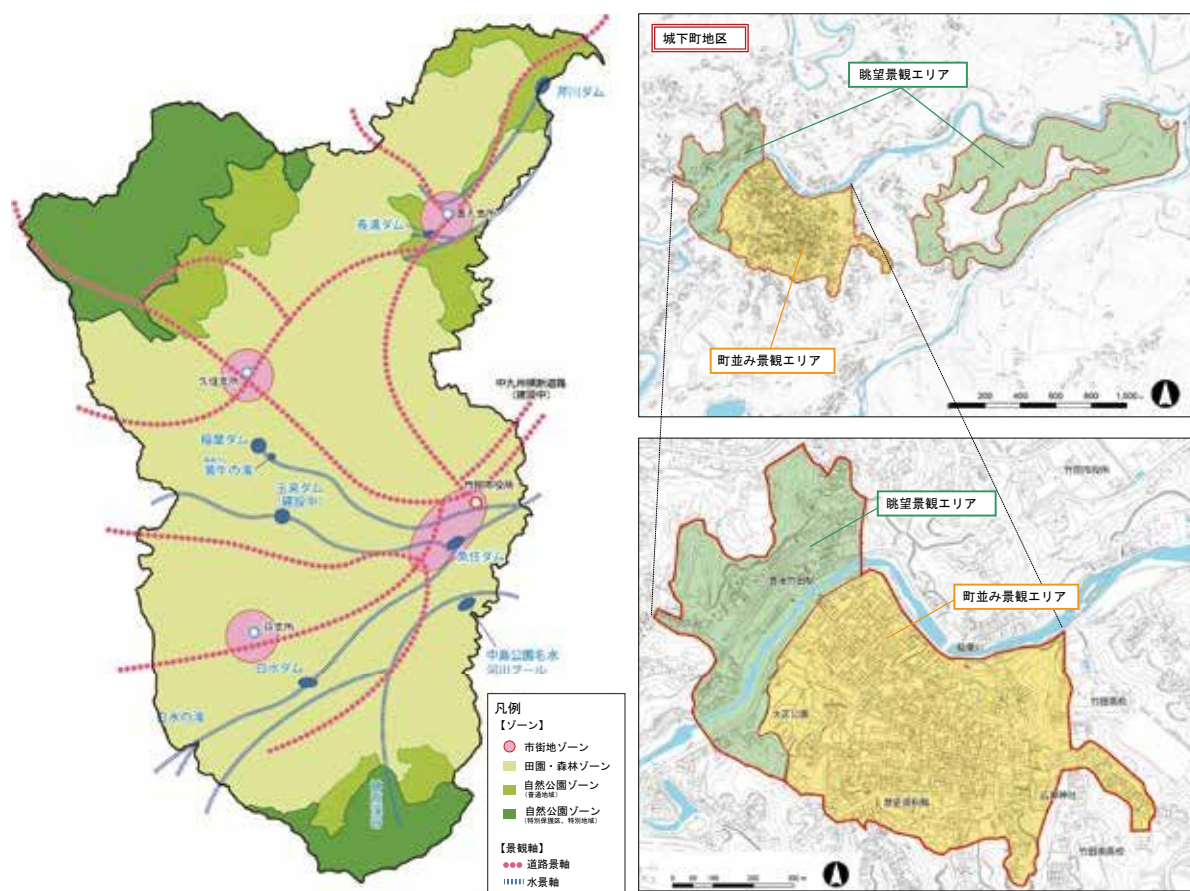


図 3：景観計画区域のゾーン区分（竹田市景観計画より一部編集）

④第2期竹田市食育推進計画

【平成27年（2015）3月策定、計画期間：平成28年度（2016）～令和4年度（2022）】

食育基本法に基づく計画で、地域全体が連携して特性を活かした食育推進を行うためのものである。「“美味しく食べる”元氣な人が集まる豊かな竹田（いのちの循環、豊かさの循環）」を基本理念に、「みんな健やか笑顔の食卓づくり」と「豊かなめぐみで地域の活力づくり」という基本目標を掲げている。教育・地域活性、産業振興、観光振興の指針において、郷土料理や竹田の地域色を活用する取組みを掲げ、竹田の食文化の伝承に地域全体で取り組む必要があるとしている。

⑤竹田市国土強靱化地域計画【令和3年（2021）3月策定】

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法に基づく計画で、市民の生命や財産を守り、地域経済社会への致命的な被害を回避し、迅速な復旧復興に資する強靱な地域づくりを計画的に推進するために策定された。

文化財関連では、「貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形文化財の衰退・喪失」を防ぐために、「大規模災害時、早期に文化財の被害状況を把握し復旧を行えるよう、またインフラ復旧等に伴う埋蔵文化財調査を迅速に実施するため、文化財の調査や保存修復等の専門的知識や技術を持つ人材の確保・育成を図る他、最新の調査機材を導入して迅速な災害対応ができる体制の整備を図る」、「文化財の破壊を未然に防ぐための対策を講じる。また、自然環境の中では降雨・太陽光・温度変化等により日々風化しているため、常時において除草等の日常管理を行うとともに、文化財・文化的景観の調査研究、保存のための資料作成、文化財保護法に基づく調査を実施する」、「伝統文化・民俗芸能の調査研究、文字史料の収集・保管・解読・研究と継承を推進する」ことが推進方針として示されている。

（3）個別の文化財の計画等

①史跡岡藩主中川家墓所保存管理計画書

【平成24年（2012）3月策定、竹田市教育委員会・豊後大野市教育委員会】

史跡岡藩主中川家墓所の保存・活用の方針等を示したものである。岡藩主中川家墓所は、城下の碧雲寺に造営された歴代藩主墓所（現在「岡藩主おたまや公園」として公開）、城下北方の大船山中に造営された3代藩主中川久清墓所、城下東方の小富士山（豊後大野市）に造営された8代藩主中川久貞墓所の3か所で構成される。碧雲寺墓所のような庭園を伴う仏式の墓という特色のある様式を持つものがある一方、大船山や小富士山のような自然の中の儒式の墓もあり、特異な大名墓の様相をよく示している。計画書では保存管理、整備活用、公開活用、運営及び体制整備の各項目について方針等を示した。整備・活用に関する基本方針は以下のとおりである。

〈整備・活用の基本方針〉

- I. 岡藩時代の形態に復元することを目的として、継続性のある整備を目指す。
- II. 隣接する史跡岡城跡や指定文化財との一体的な活用を図り、これらを中心として城下町の観光振興に役立てる。
- III. 市民の郷土愛を育み、生活、文化の向上に資する。
- IV. 歴史教育の他、生涯学習、健康づくり、体力づくりの場としての活用も目指す。他

②史跡岡城跡保存活用計画【令和2年（2020）3月策定】

史跡岡城跡の保存・活用の方針等を示したものである。史跡岡城跡保存活用計画は、1. 岡城跡が持つ様々な価値を明確にし、地域の誇りとして適切に次世代に継承するための方向性を示すこと、2. 現状の岡城跡の保存を確実にを行い、国民の財産及び竹田市のシンボルとして地域の活性化及び観光振興に寄与できるよう保存・活用・整備の方向性を示すこと、3. 岡城跡が教育・観光の拠点として、地域の魅力を再発見することができる施設になることにつなげることの3点を目的として策定した。計画書では岡城跡の保存管理（現状変更、追加指定、土地公有化、石垣、植生）、活用（城下との回遊性向上を含む）、整備、管理運営計画、実施計画、経過観察の各項目について方針等を示した。実施計画（短期計画）においては、①眺望の確保、②石垣カルテの確立と石垣の維持管理及び郭域の排水施設の調査・修繕・復元、③通路・動線の安全確保と便益・解説機能の向上、④調査研究の継続的实施による基礎資料の制作の4点を保存・活用するための整備に向けた最重要課題として位置づけている。保存・活用の基本理念及び基本方針は次のとおりである。

〈基本理念〉

「持続的な保存管理を行い、本質的な価値を守り、確実に次世代に継承し、その活用を通して、岡城跡を市のシンボルとする。」

〈基本方針〉

保存管理＝保存活用計画とその実行を通して、史跡の本質的価値を損なうことなく、次世代に継承する。

活用＝観光や学習活動に資する活用を念頭に置き、調査・整備のプロセスも含めた参画を促し、計画の実行を推進していく。史跡指定地のみならず、城下や関連史跡を含めた文化遺産・歴史資産と連携し「まちづくり」と連携した情報発信、活用を図る。

整備＝史跡の恒久的な保存と本質的な価値の顕現化を目指すと同時に、来訪者の誰にとっても心地よさ、快適さを感じる史跡空間づくりを目指す。

運営＝広範な市民の協力と参画を得た体制づくりを推進していく。

（４）大分県の関連計画

①大分県文化財保存活用大綱【令和2年（2020）3月策定】

文化財保護法第183条の2第1項に定める「県の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策の大綱」で、本県における文化財の保存・活用の理念や方向性を定め、文化財に関わるすべての者が連携・協力しながら、文化財の保存・活用に取り組む共通の基盤となるものである。

「地域とともに活かして守る大分の文化財」を基本方針に掲げ、目指すべき将来像として「人々が文化財の価値を発見し、その価値を共有することを通して持続可能な継承が図られる社会」を提案している。この将来像を達成するために、3つの方向性【①文化財を「知る」(文化財に触れる活動を通して、自らその価値とあり方を発見することで、文化財を身近なものにする取組を推進する。)、②文化財を「活かす」(文化財の活用を図る取組を推進することで、地域の活力を増進させ、地域社会の活性化に寄与する。)、③文化財を「守る」(地域が主体となって進める文化財保護活動を積極的に支援する。文化財の奥深さに触れる機会の提供を通して、文化財保護の継承者や担い手を育成する。))】を示し、文化財の保存・活用を図るために講ずる措置、市町村への支援の方針、防災・災害発生時の対応、文化財

の保存・活用の推進体制について記載されている。文化財の保存・活用を図るための措置では、「調査・指定に関する取組」、「文化財の補助事業と今後の保存のあり方」、「文化財の活用」、「人材育成」が、市町村への支援の方針では、「市町村と県の果たすべき役割」、「市町村の文化財保存活用地域計画作成に係る支援」、「市町村による連携の促進」、「歴史的建造物の活用に係る建築基準法の適用除外に関する支援」が挙げられている。

（５）その他の関連計画等

①祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク管理運営計画書

【平成 29 年（2017）9 月策定、祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク推進協議会】

平成 29 年（2017）6 月に認定された祖母・傾・大崩ユネスコエコパークの管理運営計画を示したものである。「尖峰」と「溪谷」に象徴される美しい自然と、その自然によって生まれ、地域の人々が自然への畏敬の念とともに大切に守りつないできた「森」と「水」、人間を含む様々な「いのちの営み」を、自然と人が共生する暮らしを続けながら、次世代へしっかりと受け継いでいくことを活動理念とし、この理念を地域の住民、関係団体、研究者、行政機関が共有し、連携・協力のもと一体となって取組を進めていくために、管理運営に関する長期的かつ総合的な指針が策定された。

②阿蘇くじゅう国立公園くじゅう地域管理計画書

【平成 26 年（2014）3 月策定、九州地方環境事務所】

昭和 9 年（1934）に指定された阿蘇くじゅう国立公園の管理計画を示したものの。大カルデラにそびえる阿蘇山やその北に連なるくじゅう連山などの火山群、そして、その周囲に広がる雄大でなだらかな草原が大きな特徴となっている国立公園で、その大分県側に係る地域をくじゅう地域管理計画区として、くじゅう地域の現状及び特性をもとに、従来行ってきた管理や指導方針を踏まえ、自然の保全と各種行為との調整の円滑化を図るとともに、適正な公園利用の推進を図るために作成された。ラムサール条約湿地の登録に伴う湿地の保全等の保全対象に係る保全方針について、地域と協働して維持管理を行っていくことも明確にしている。

この他、本市には祖母傾国定公園、祖母傾県立自然公園、神角寺芹川県立自然公園が分布する。

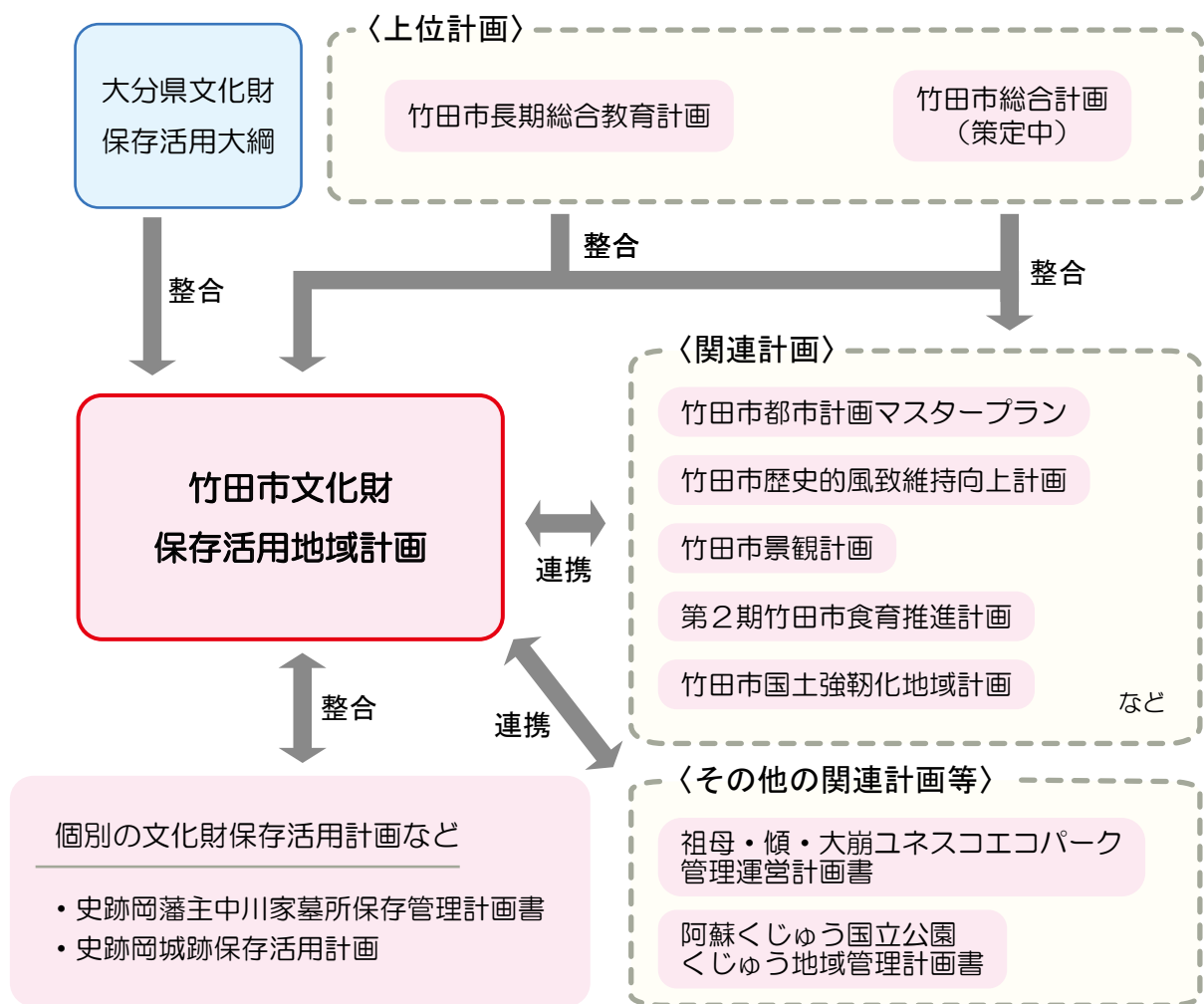


図4：関係計画相関図

第4節 計画期間

本計画の計画期間は、令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間とする。

『竹田市総合計画』は現在策定中で、その計画期間は令和5年度（2023）から令和14年度（2032）までの10年間に設定される予定である。本計画の計画期間も総合計画の計画期間とあわせて、同期間の10年間とする。

なお、計画期間前半の5年間が経過した後、文化財を取り巻く社会状況、事業の進捗状況、本市の財政状況をみながら、課題を再整理して必要な見直しを行う。

見直しの結果、計画の変更が必要な場合には文化庁長官による変更の認定を受け、また、軽微な変更の場合には県を通じて文化庁へ報告することとする。

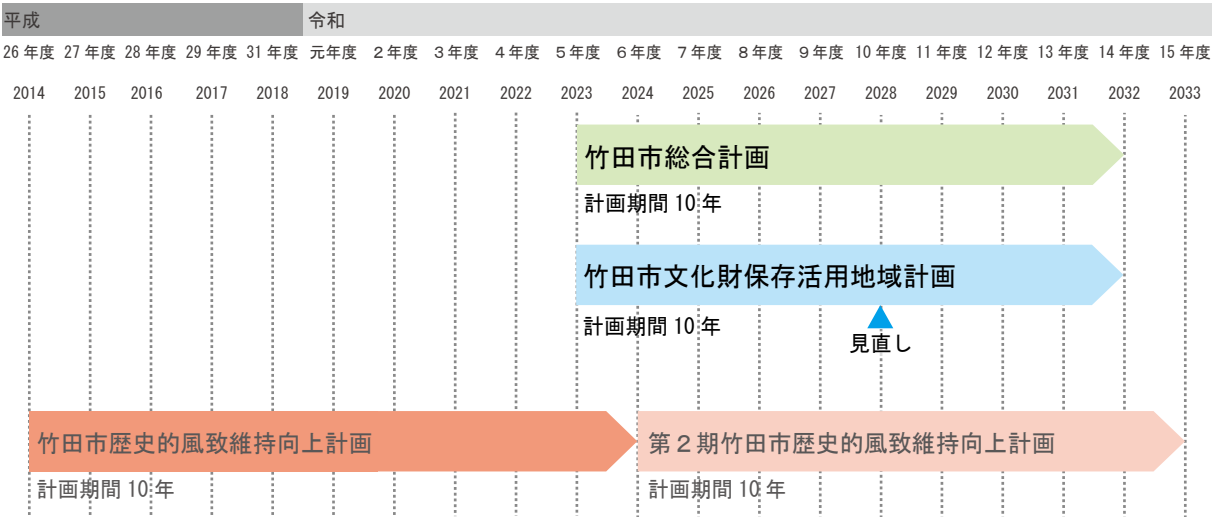


図5：計画期間

第5節 用語の定義

(1) 文化財の区分について

文化財保護法や条例において、「文化財」は以下の 6 類型に分類される。

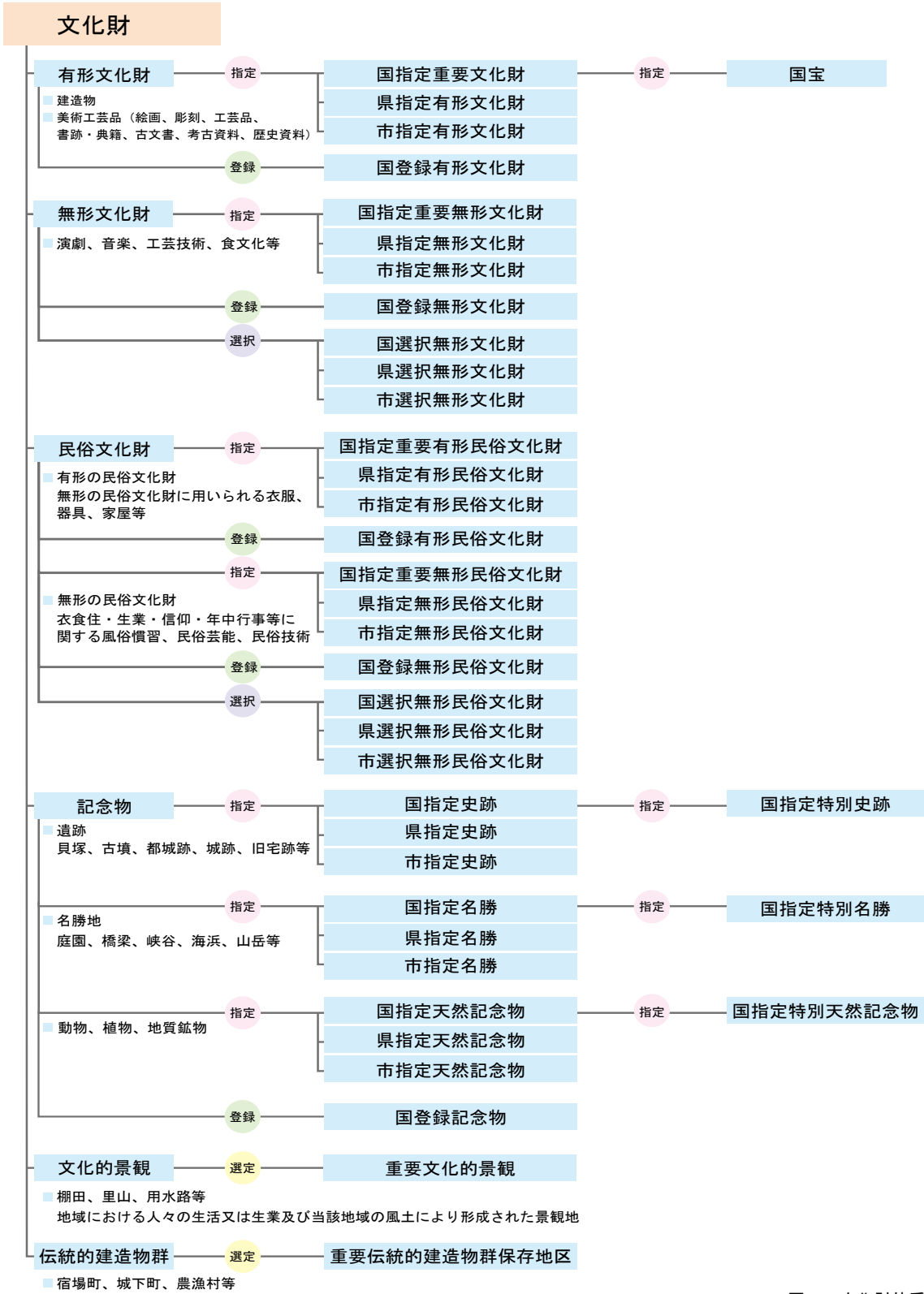


図 6 : 文化財体系図

この6類型に区分される歴史・文化・自然の各分野の文化財が、日々の生活の中で受け継がれてきたが、このうち学術的・芸術的な価値が高く、より重要なものについては、文化財保護法に基づき、指定・選択・選定・登録され、適切な保護措置が図られてきた（本計画では、国・県・市により指定・選択・選定・登録された文化財を「指定等文化財」という）。また、上記の6類型とは別に「埋蔵文化財」と「文化財の保存技術」がある。「埋蔵文化財」とは土地に埋蔵されている遺構と遺物のことで、文化財保護法第93条の「貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地」として「周知の埋蔵文化財包蔵地」が定義され、発掘調査等の保護措置が図られている。「文化財の保存技術」とは文化財の保存のために欠くことのできない伝統的な技術または技能について、保存の措置を講ずる必要があるものを選定し、その技術等を体得している保持者及び保存団体を「選定保存技術」として認定している。

しかし、指定等文化財のように保護措置がある文化財はほんの一部であり、本市に分布する歴史・文化・自然の各分野における文化財のほとんどは指定等されていない文化財（本計画では、「未指定文化財」という）である。その多くは所有者（管理者）や地域住民の努力によって今日まで受け継がれてきたものであるが、調査研究が十分でなくその価値が明らかにされていないためか、分野別や地域別に保存や活用の状況に偏りがみられる。未指定文化財の中には、本市の歴史文化を語る上で欠かすことができないものも多い。また、産業や特産品、地域に残る言い伝えなど、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、本市にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる様々な文化的所産については、未指定文化財として本計画の対象となりうるものである。

文化財保護法に基づく指定等の有無、有形・無形を問わず、今日まで地域で受け継がれてきた各分野のすべての文化財が本計画の対象となるが、できる限りその把握に努め、その価値を明らかにし、価値と魅力を高め、まちづくりに活かすことによって、本市特有の歴史文化及び文化財そのものを未来に継承していくことを目指す。

（参考）文化庁の指針より

本指針の対象とする「文化財」とは、法第2条に規定される有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群の6つの類型をいう（なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけでなく、何ら行政による保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれる）。

また、法に規定される土地に埋蔵されている文化財（埋蔵文化財）や文化財を次世代へ継承する上で欠かせない文化財の材料製作・修理等の伝統的な保存技術についても、幅広く対象とすることが有効である。

さらに、国民娯楽など、必ずしも文化財に該当するとは言えないものであっても、各地域にとって重要であり、次世代に継承していくべきと考えられる文化的所産については、これを幅広く捉え、文化財と同等に取り扱う視点も有効である。

（2）地域の区分について

平成17年（2005）の合併により、本市はいわゆる「直入郡」と同等の範囲となったが、それぞれ異なる地域性を持つ合併以前の旧4市町の範囲に大分類することができる（以下、「地域」という）。さらに旧小学校区の範囲を基本に分類でき（以下、「地区」という）、本計画では、竹田地域12地区、

荻地域 2 地区、久住地域 3 地区、直入地域 2 地区に区分し、表に地域・地区区分と構成自治会を示した。

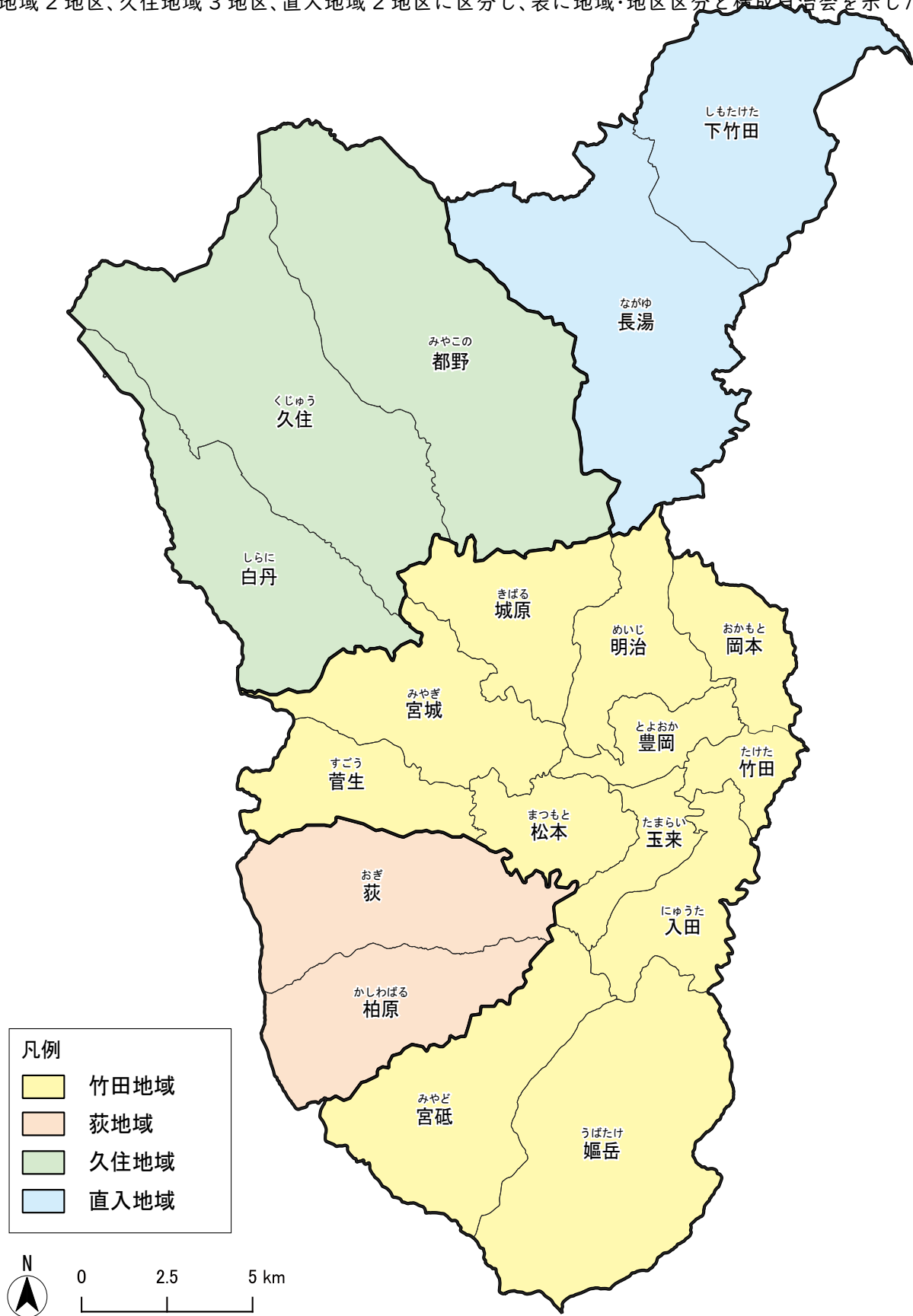


図 7：地域・地区区分図

表 1 : 地域・地区と構成自治体

地域	地区	地区を構成する自治会（計353自治会）※令和4年度現在
竹田 (旧竹田市)	たけた 竹田	西古町・東古町・浦町・慶順町・中本町・下本町・東本町・下町・府内町・向町・田町・新町・上本町・上町・殿町・久町・寺町・溝川・山手・山川・鬼ヶ城・茶屋ノ辻・上角東・上角西・鷹匠町・杣谷・岡城通り・提灯谷・片ヶ瀬・城北町・川向
	おかもと 岡本	挾田・濁淵・羽恵・上坂下・坂下・宮山・坂上・真菰・小賀・中村・立石・枝
	めいじ 明治	上平田・十一・小仲尾・折立・萩迫・植木政所・鬼田・長慶・橋宇津・前田平・田平・小高野・中九州タウン
	とよおか 豊岡	下木・上下木・三砂・屏風ヶ淵・天神・飛田川田原・田原東・中飛田・上飛田・荒巻・坂折・塩付・上鹿口・鹿口・上平・一本木・赤坂・鏡・七里・千引・下平田・七里団地・ニュータウン七里・ニュータウン七里南
	たまらい 玉来	桜瀬・拝田原・阿蔵・東・東中・西中・西・吉田・中尾・恵良・大正・岩本
	まつもと 松本	下田・穴井迫・薊菜・渡瀬・向山田・漆迫・岩瀬・栃鶴・大津留上・大津留下・松円
	にゅうた 入田	小高野・矢原・河宇田・大仲寺・泉水・笹尾・長小野・大津留・太田政所・牧・姿岩本・太田原
	うはだけ 姫岳	田井・倉木下・倉木上・横平・吐合・井手の上・名子・中角・辻原
	みやど 宮砥	次倉・高山・宮戸・瀬の口・中央・妙見・宮砥田原・久小野・紺屋・緩木・滝部・百木・九重野小川
	すごう 菅生	旧池部・池部・田代・平井・原山・上菅生・菅生中央・下菅生北・下菅生南・戸上・戸上南・西戸上・楠野・下今・上今
	みやぎ 宮城	市用・下志土知上・川床下・上川床・志土知・炭竈・上坂田東・上坂田西・古園・刈小野下・刈小野・上畑・久保・三本松
	きばる 城原	紙漉・米納・紙町・宮の上・柚長・雉ヶ平・高伏・法泉・轟木・木原・下坂田・下深迫・上深迫・福原・鉢山・北尾鶴・長田尾・熊地
萩 (旧萩町)	おぎ 荻	馬場・桜町東・桜町西・桜町南・桜町栄・桑木・木下・政所・藤渡・新藤・南河内・高城・恵良原・馬背野
	かしわばる 柏原	陽目・大平・仏面・叶野・高練木・柏原・瓜作・宮平・田代・西福寺・嶋田・北原
久住 (旧久住町)	くじゅう 久住	本町・下町・田向町・田向住宅・桐迫住宅・新町・杉小野・飛森・今村・加良登・境川・加生島・青柳・山中・仲村・建宮・道園・阿蔵野・阿蔵野東・神馬・牧ノ元・平木・室・新妍住宅
	しらに 白丹	巢原・白丹町・宮原・丸山・添ヶ迫・陽谷・寺原・仲原・中通・瀬戸杉の原・東小路・西小路・尾登・米賀・添ヶ津留・南稲葉・鷹の巣・稲葉・梅の木・後山・萩の迫・仲原住宅・白丹住宅
	みやこの 都野	老野・塔立・小倉・柚木・峰越・古屋敷・東部・栢木・古市・池の口・池の口住宅・冷川・馬場・千人塚・千人塚中央・千人塚新町・仏原・須崎・石田・市・有氏・湯の上・七里田・塔の原・岳麓寺・板切・小柳・向原・石原・六反原・広内・小倉峠・まほろばの丘・さくら住宅・久保
直入 (旧直入町)	ながゆ 長湯	神堤・上野・南原・四ツ口・筒井・長野・日向塚・栃原・桑畑上・桑畑中・桑畑下・新田・下河原・原・東原・日向・柚柑子・萩山・沢水・山中・辻・冬田・芋迫・南ヶ代・湯の香・大和町・尚栄町・新栄町・本町・上町・御前湯・天神町・長生湯・丸山・山脇・元町・花立・ドイツ村・南・荒川団地・孝寿ハイツ・スカイビュー
	しもたけた 下竹田	原口・名子山・釘小野・城後・二又・梶屋・草深・橘木・仲村・山浦・小津留・飛竜野・塩手・藤目・須郷・神の原